

第3節

平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など

1 ■ 平和安全法制に基づく新たな任務に向けた各種準備の推進など

1 各種準備の推進

16 (平成28) 年3月29日に平和安全法制が施行されて以降、防衛省・自衛隊は、平和安全法制に基づく様々な新たな任務について、制定された法制度・各種部内の規則類の周知徹底、隊員教育のほか、様々な部隊が実際に訓練をするために必要な教材などの整備や教官の育成といった各種準備を進め、同年8月、準備作業に一定の目途がたったことから、自衛隊の各部隊において、必要な訓練を実施していくこととした。また、日米など二国間あるいは多国間の共同訓練においても、今後、関係国との調整のうえで、平和安全法制に関する必要な訓練を実施することとした。



国内における在外邦人等の保護措置に関する統合訓練 (17 (平成29) 年12月)

2 訓練の実施状況

17 (平成29) 年7月、自衛隊法第95条の2に基づく米艦艇の防護に関する訓練を初めて実施し、米海軍との関係強化などを図った。

同年7月から8月の間、多国間共同訓練「カーン・クエスト17」に参加して、国際平和協力法に

VOICE

平成29年度在外邦人等保護措置訓練 (国内) に参加して

COLUMN

中央即応連隊 (栃木県宇都宮市)
第3科長 2等陸佐 廣瀬 雅千代

在外邦人等保護措置は、外務省をはじめ、陸・海・空自からなる統合任務部隊などの関係部署との緊密な連携が必要な任務です。私は、その関係者が一同に会して実施する本訓練に、派遣先国において活動全般を統制する目的地派遣群の幕僚として参加しました。

本訓練は、部隊が海外へ展開を完了した状況から開始され、邦人等が一時的に集合する一時集合場所 (群馬県相馬原演習場) から、集合拠点の空港 (埼玉県入間基地) までの間を陸自の車両などにより陸上輸送し、空港において身分照会、手荷物検査などの所要の搭乗準備を行った後、邦人等を空自輸送機 (C-130H) や陸自輸送ヘリ (CH-47JA) へ搭乗させ国外へ退避させるまでを実施しました。

本訓練において、外務省と連携して邦人等の安全を確保する要領及び逐次変化する状況への対応要領を訓練する中で、邦人等を安全に保護・輸送するという同じ目的のために任務に就く外務省の方々の熱意に触れるとともに、外務省及び自衛隊のそれぞれの能力や特性をお互いに理解し、緊密に連携することの重要性を改めて痛感しました。

いつ任務が与えられても即動し在外邦人等保護のための任務を完遂できるよう、平素の部隊訓練により練度の向上を図るとともに、統合訓練などを通じて外務省などとの相互理解を深めて連携を強化するなど、引き続き任務遂行能力の向上に努めていきたいと思っております。



外務省職員と調整する筆者 (写真中央)

基づく国連平和維持活動に関する訓練を実施し、各種能力の向上を図った。

同年9月から10月の間にはジブチにおいて、12月には国内において、自衛隊法第84条の3に基づく在外邦人等の保護措置に関する訓練を実施し、統合運用能力の向上及び関係機関との連携強化を図った。

18（平成30）年1月から2月の間、多国間共同訓練「コブラ・ゴールド18」に参加して、在外邦

人等の保護措置に関する訓練を実施し、統合運用能力の向上を図るとともに、指揮所訓練において、国際平和支援法に基づく協力支援活動に関する訓練を実施した。

さらに、同年6月、多国間共同訓練「カーン・クエスト18」に参加し、国際平和協力法に基づく「宿営地の共同防護」、いわゆる「駆けつけ警護」及び「安全確保業務」に関する訓練を実施するなど、各種能力の向上を図った。

2 ■ 南スーダンPKOにおける新たな任務の付与

1 経緯

わが国は、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に、12（平成24）年1月から17（平成29）年5月末まで南スーダン派遣施設隊を派遣していた。平和安全法制の施行以降、政府として現地の情勢及び新たな任務の追加に向けた訓練の状況を踏まえて総合的に検討した結果、派遣施設隊第11次要員からいわゆる「駆け付け警護」の任務を付与するとともに、宿営地の共同防護を行わせることとし、16（平成28）年11月15日に、国家安全保障会議（九大臣会合）の決定を経て、「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の変更を閣議決定した。

2 新任務付与に関する基本的な考え方

前述の閣議決定に際し、政府は、いわゆる「駆け付け警護」や宿営地の共同防護などに関する政府の基本的な考え方¹を示した。その概要は次のとおりである。

(1) 前提

南スーダンにおける治安の維持については、原則として南スーダン治安当局と南スーダン政府軍が責任を有しており、これをUNMISSの部隊が補

完しているが、これは専らUNMISSの歩兵部隊が担うものである。わが国が派遣しているのは、自衛隊の施設部隊であり、治安維持は任務ではない。

(2) いわゆる「駆け付け警護」

「駆け付け警護」については、自衛隊の施設部隊の近傍でNGOなどの活動関係者が襲われ、他に速やかに対応できる国連部隊などが存在しない、といった極めて限定的な場面で、緊急の要請を受け、その人道性及び緊急性に鑑み、応急的かつ一時的な措置としてその能力の範囲内で行うものである。

過去には、自衛隊が、東ティモールやザイール（当時。現在のコンゴ民主共和国）に派遣されていたときにも、邦人から保護を要請されたことがあったが、自衛隊は、十分な訓練を受けておらず、法律上の任務や権限が限定されていた中でも、できる範囲で、現場に駆け付け、安全な場所まで輸送するなど、邦人保護のため、全力を尽くしてきた²。

「駆け付け警護」はリスクを伴う任務であるが、万が一にも、邦人に不測の事態があり得る以上、①「駆け付け警護」という、しっかりとした任務と必要な権限をきちんと付与し、②事前に十分な訓練を行ったうえで、しっかりと体制を整えた方が、邦人の安全に資するだけでなく、自衛隊のリスクの低減に資する面もあると考えている。

1 「新任務付与に関する基本的な考え方」（16（平成28）年11月15日内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省発表）

2 安倍内閣総理大臣は国会において、「過去、自衛隊が東ティモールや当時のザイールに派遣されていたときにも、不測の事態に直面した邦人から保護を要請されたことがありました。自衛隊は、十分な訓練もなく、任務や権限が限定された中でも邦人保護に全力を尽くしてくれました。実際の現場においては、自衛隊が近くにいる、助ける能力があるにもかかわらず何もしないというわけにはいかないのが現実です（中略）。しかし、これまでは法制度がないため、そのしわ寄せは結果として現場の自衛隊員に押し付けられてきました。本来あってはならないことであります。」と答弁している。（16（平成28）年11月28日参議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁）

自衛隊は自己防護のための能力を有するだけであり、あくまでもその能力の範囲で、可能な対応を行うものである。

他国の軍人は、通常自己防護のための能力を有しているが、それでも対応困難な危機に陥った場合、その保護のために出動するのは、基本的には南スーダン政府軍とUNMISSの歩兵部隊であり、そもそも治安維持に必要な能力を有していない施設部隊である自衛隊が、他国の軍人を「駆け付け警護」することは想定されないものと考えている。

これまでの活動実績を踏まえ、派遣施設隊第11次要員から南スーダンにおける活動地域を「ジュバ及びその周辺地域」に限定する。「駆け付け警護」の実施も、この活動地域内に限定される。

(3) 宿営地の共同防護

国連PKOなどの現場では、複数の国の要員が協力して活動を行うことが通常となっており、南スーダンにおいても、一つの宿営地を、自衛隊の

部隊のほか、ルワンダなど、いくつかの部隊が活動拠点としている。

これまでは、宿営地に武装集団による襲撃があった場合でも、自衛隊は共同して対応することはできず、平素の訓練にも参加できなかった。

しかし、同じ宿営地にいる以上、他国の要員がたおれてしまえば、自衛隊員が襲撃されるおそれがある。他国の要員と自衛隊員は、いわば運命共同体であり、共同して対処した方が、その安全を高めることができるほか、平素からの共同訓練を通じ、宿営地全体としての安全性向上にもつながるものと考えられる。

このように、宿営地の共同防護は、厳しい治安情勢のもとで、自己の安全を高めるためのものである。これにより、自衛隊は、より円滑かつ安全に活動を実施することができるようになり、自衛隊に対するリスクの低減に資するものと考えている。

Q 参照 本章2節5項2 (国際平和協力業務)、Ⅲ部2章3節2項2 (国連南スーダン共和国ミッション)

3 ■ 米軍等の部隊の武器等防護 (自衛隊法第95条の2) の運用開始

1 経緯

防衛省・自衛隊は、平和安全法制成立以降、米軍等の部隊の武器等防護 (自衛隊法第95条の2) の適正な運用を図るため、米国との間で説明・調整を行いつつ、必要な規則類の作成作業を行った。これらの作業が完了したことから、16 (平成28) 年12月、国家安全保障会議において、「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」を決定し、米軍を対象に、同条の運用を開始した。今回の運用開始により、自衛隊と米軍の連携した警戒態勢などの更なる強化につながり、日米同盟の抑止力及び対処力は、より一層強化されることとなる。

2 自衛隊法第95条の2の運用に関する指針

この運用指針は、政府としての同条の基本的な考え方のほか、本条の運用に際しての内閣の関与や情報の公開などについて定めるものであり、概要は次のとおりである。

(1) 本条の基本的な考え方

ア 本条の趣旨

本条は、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動 (共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。) に現に従事している米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織 (米軍等) の部隊の武器等という、わが国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価できるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限度の武器の使用を認めるものである。

同条第1項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定することにより、同項の警護が米軍等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展しないようにすることなどを明らかにしている。

このような武器の使用は、憲法第9条で禁止された「武力の行使」には当たらない。

イ わが国の防衛に資する活動

本条における「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る活動については個別具体的に判断するが、主に①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、②わが国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給などの活動、③わが国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練が考えられる。

ウ 警護の実施の判断

米軍等から警護の要請があった場合には、防衛大臣は、米軍等の部隊が自衛隊と連携して従事する活動が「我が国の防衛に資する活動」に該当するか及び自衛官が警護を行うことが必要かについて、活動の目的・内容、部隊の能力、周囲の情勢などを踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮したうえで主体的に判断している。

(2) 内閣の関与

本条第2項の規定による米軍等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議で審議することとしている。ただし、緊急の要請に際し、そのいとまがない場合には、防衛大臣は、速やかに、警護の実施の判断について国家安全保障会議に報告する。

- ① 米軍等から、初めて警護の要請があった場合
- ② 第三国の領域における警護の要請があった場合

- ③ その他特に重要であると認められる警護の要請があった場合

また、重要影響事態における警護の実施が必要と認める場合は、その旨基本計画に明記し、国家安全保障会議で審議の上、閣議の決定を求めている。

このほか、国家安全保障会議幹事会を機動的に開催し、国家安全保障会議を補佐するとともに、平素から全ての警護の要請に関する情報を関係省庁間で共有し、緊密に連携することとしている。

(3) 情報の公開

本条の運用に際し、本条による警護の実施中に特異事象が発生した場合には、速やかに公表し、また重要影響事態において警護の実施にかかる事項が明記された基本計画を公表するほか、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として適切に情報の公開を図ることとしている。

3 平成29年の警護の実績

17（平成29）年は、わが国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が、それぞれ1回の計2回の警護を実施した。

Q 参照 本章2節3項7（米軍等の部隊の武器等の防護）

4 ■ 新たな日米物品役務相互提供協定（ACSA）などの締結

16（平成28）年9月には、外務大臣と駐日米国大使との間で、日米物品役務相互提供協定（日米ACSA）への署名が行われ、17（平成29）年4月に国会で承認され、同月に発効した。

この協定は、平和安全法制の成立により、自衛隊から米軍に対して実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの決済手続きなどと同様の枠組みを適用できるようにするため、これまでの日米ACSAに代わる新たな協定として作成されたものである。

この協定は、自衛隊と米軍との間で幅広い物品・役務の円滑かつ迅速な提供を可能とし、現場レベルの具体的な協力のレベルを向上させるものである。

また、米国以外にも英国及びオーストラリアとの間で、平和安全法制などを踏まえた物品・役務相互提供協定（ACSA）を作成し、日米ACSAとともに国会で承認され、同年発効した。

Q 参照 本章2節3項8（米軍に対する物品役務の提供の拡大）、4章2節3項2（5）（後方支援）